

令和元年秋の全国交通安全運動実施要領

関東運輸局
令和元年8月28日

「令和元年秋の全国交通安全運動推進要綱（令和元年7月3日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）」及び「令和元年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」（以下、「実施計画」という。）に基づき実施要領を定め、自動車及び鉄軌道、海上の各輸送交通関係者に対し、本運動を積極的・効果的に取り組むとともに、本運動の趣旨が利用者等一般にも正しく理解されるよう努めることとする。

第1期間

- ・令和元年9月21日～令和元年9月30日
- ・交通事故死ゼロを目指す日 令和元年9月30日

第2全国重点事項

- ・子供と高齢者の安全な通行の確保
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

第3実施項目

（1）自動車輸送関係

- ①自動車運送事業者の交通安全運動の推進
- ②事業用自動車等の安全運行の確保
- ③車両の安全対策の推進
- ④子供、高齢者、障害者等の交通事故防止
- ⑤全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑥飲酒運転の根絶
- ⑦覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の使用防止
- ⑧事業用自動車の事故等の情報の提供
- ⑨広報活動の推進

（2）鉄軌道関係

- ①運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
- ②災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
- ③線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
- ④ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
- ⑤視覚障害のある人への声かけ等の強化及び旅客による声かけを促進するための啓発活動の推進
- ⑥踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
- ⑦線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進
- ⑧広報活動の推進

（3）海上輸送関係

- ①超高速旅客船利用者に対するシートベルトの正しい着用の徹底

第4 実施事項

(1) 実施細目

- ・各運輸支局は本運動について、別紙1（実施細目【自動車輸送関係】）に基づき効果的に実施することとする。
- ・鉄軌道事業者に対し本運動を効果的に実施する為に、別紙2（実施細目【鉄軌道関係】）に基づき実施することとする。
- ・海上輸送事業者に対し本運動を効果的に実施する為に、別紙3（実施細目【海上輸送関係】）に基づき実施することとする。

(2) 報告

- ・関係各部等は、実施細目に基づく実施結果を取りまとめ、総務部安全防災・危機管理課へ報告することとする。
　　報告期限：令和元年10月11日（金）
- ・総務部安全防災・危機管理課は、総合政策局長に対し実施計画に基づく報告を行うこととする。